

November 2014 vol.25

ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly

発行／弁護士 苗村博子 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階 制作協力／株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>

Index

ごあいさつ
...1

【事件ファイルより】
国際的な子供の奪い合いと
ハーグ条約関係法の施行
...2～3

【最近の判例から】
第三者による
キャラクターの名称の
商標登録（ターザン事件）
...3～4

【事務局から】
...4

①
あ
い
さ
つ

2014年ももうすぐ終わり、今年は皆様にとってどんな一年でしたか？

世界は、2月のウクライナの前政権打倒からロシアの侵攻に始まり、4月には韓国のセウォル号の沈没事件の悲劇が起こり、そしてエボラ出血熱の脅威は収束の気配を見せていません。また、日本に目を転じれば、数々の風水害、御嶽山の噴火など、世界の、そして日本の多くの人々がまったく予期できなかった大きな変化に立ち向かうことを余儀なくされた一年だったように思います。もちろん、冬季オリンピックでの葛西選手の大活躍、羽生選手の金メダル、そして錦織選手の全米オープン準優勝などスポーツ界はうれしい話題もありましたし、中村教授らの青色発光ダイオードの実用化に対するノーベル物理学賞の受賞などすばらしいニュースもありましたが、総じて波乱の一年だったように思います。

苗村事務所も例外ではありません。この一年は、私にとって、この事務所の将来をどうしていくかをしっかり見つめ直す一年となりました。

少しでもクライアントの皆様のお役に立ちたい、東京オリンピックが昨年決まった後、東京事務所を拡大し、さらに多様なニーズにお応え

したいという思いから、様々な提案をしてきましたが、私一人が事務所を拡大していくには限界があるように感じた一年でした。

その中で、今井和男先生に快く迎えていただき、虎門中央法律事務所の一員に皆で参画できるようになることは、この私の願いを叶えてくれる大きな事件となりました。虎門中央法律事務所の培われたノウハウも共有させてもらい、もっともついろいろな事件にお応えできるようになることをとても楽しみにしています。

事務所報としてこの「ナムランクォーターリー」を皆様にお届けしてごあいさつすることが叶いませんでしたが、法律に関する話題は、今後は「虎中通信」でお届けし、苗村個人として、時々「ナムラン」を発行し、その時々を感じることを皆様にお伝えできればと考えています。今後ともどうぞ、よろしくお願いいたします。



苗村 博子
(なむら ひろこ)



国際的な子供の奪い合いと ハーグ条約関係法の施行

マスコミで取り上げられてきた「子の国際的奪取の民事面に関する 1980 年 10 月 25 日のハーグ条約」（以下、ハーグ条約）が 2014 年 4 月 1 日から日本で実施されました。家族法の問題ですが、条約締約国に出向中の日本人夫婦についても、この条約の適用対象となり得ますので、概要を紹介しておきます。締約国はハーグ国際私法会議 HP で確認できます (http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.statusprint&cid=24)。

典型的な適用ケースは、条約締約国に在住する父母間（婚姻・事実婚、国籍を問わず）の争いから、一方が 16 歳未満の子供を連れ日本に帰国したケースで、相手方（以下、LBP, Left Behind Parent）の同意がない場合（奪取）や、一定期間後に帰るという約束に反して日本で生活し続けている場合（留置）に、連れ出した親（以下、TP, Taking Parent）に対し子供の元常居所地国への返還を請求する事案です。子供を連れて日本に帰国し日本の家裁で有利に親権者の指定・変更を得ようという連れ去りを防止し、元の常居所地国に迅速に返還させ、その国で子供の監護権争いの裁判を行わせることを締約国間で協定する条約です。

ハーグ条約はこのタイプの事案について①迅速な返還を図ることの他に、② LBP の子供との面会交流を援助するための法整備と国際協力を締約国に義務付けています。締約国は中央当局と呼ばれる機関を設置し子供の返還や面会交流を支援すること、及び、子の返還のため迅速な裁判手続を用意する義務を負います。日本はこれに対応するため「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」（以下、実施法）を制定し、中央当局を外務大臣と指定し（業

務担当はハーグ条約室）、返還裁判は東京及び大阪の家庭裁判所の専属管轄としました。面会交流については特別な裁判手続を設けていません。

条約の中心をなす子の迅速な返還については、中央当局による返還援助として、在外 LBP の返還援助申請を受けて、子供の所在地の調査（判明した国内住所は直接 LBP に伝えず、返還裁判時に裁判所に伝えます）、弁護士を紹介（日弁連でハーグ案件登録弁護士を紹介）、任意的返還の援助（民間メデイエーション機関を紹介、大阪では総合紛争解決センターの国際家事紛争あっせん手続）等があります（実施法 5、9 条等）。LBP はこれらの援助を受け、民間機関にメデイエーションを申立てることも、裁判所に返還請求の申立をすることもできます。

返還裁判の手続として実施法は特別な決定手続を新設しました。現在、構想されているのは 6 週間モデルと呼ばれますが、特別な必要がない限り、LBP の申立後 2 週間で第 1 回期日、その後 3 週間目に第 2 回期日、そこで結審し 1 週間後に決定という手続モデルです。条約の迅速審理の要請に応じた手続で、申立書・答弁書では予想される相手方の主張への反論や根拠も記載するよう求められます。審理は返還の許否に限定され、監護権帰属などに関する裁判権限は条約上制限されています（条約 16 条）。条約は返還請求の要件と返還拒否事由を制限的に列挙し、①子が 16 歳未満であること、②子の常居所が締結国にあったこと、③連れ去りが LBP の監護権を侵害し不法であったことの 3 点が証明された場合は原則的に返還が命じられ、返還拒否の事由として 5 点を規定しています。第 1、返還請求が連れ去りから 1 年経過後に申立てられた場合

は、子供が連れ去り先の国の生活環境に順応していること、第 2、LBP が連れ出しに同意し又は事後に黙認したこと、第 3、元常居所地国へ返還により子供が心身に害悪を受け、又は、その他の耐えがたい状態に子供を置くことになる「重大な危険」があること（条約 13 条 1 項 b）、第 4、子供自身の返還拒否の意思表示（意思を述べられる程の年齢と成熟が条件）、第 5、返還が基本権ないし自由権の侵害に当たること（条約 20 条）です。第 3 の「重大な危険」の解釈は国際的に議論があるところですが、実施法 28 条は日本の解釈基準を規定しています。

この要件及び抗弁は証明責任の原則によるかに見えますが、職権探知の原則下であり、調査官による調査報告が行われると思われます。ハーグ条約による返還裁判では LBP は外国に在住し、外国人である事例が多いと予想されます。通訳や提出文書の翻訳などの作業を短期間に行い、争点を予測した主張をしておく等の面でも特別な裁判といえると思います。外国の LBP が申立てる場合と、日本にいる TP が防御する場合とがありますが、それぞれに国際事件特有な準備と工夫を要すると思われれます。

実施法は、返還決定が下された場合に子供を元常居所地国に返還するための執行手続も規定しています。間接強制を前置し、それが功を奏しない場合、代替執行により執行官を解放実施者として返還実施者に引き渡し、元常居所地国へ返還させることとされています。いずれも執行裁判所は家庭裁判所とされています。

このような返還の援助と裁判とは異なり、面会援助の場合は、特別な裁判手続は設けられていません。通常の面会交流事件と同

じで、家事事件手続法による審判手続によるわけです。面会交流を実現するための手続として、家事調停・審判の他、民間機関のメディエーションを利用する際の援助があ

ります。

なお、外国人当事者にも法テラスの費用援助が可能になっています（実施法 153 条）。



渡辺 惺之
(わたなべ せいし)

最近の判例から

第三者によるキャラクターの名称の 商標登録(ターザン事件)

はじめに

キャラクターの名称それ自体には、著作物性が認められておらず^{*1}、キャラクターの名称が有する顧客吸引力へのただ乗り(フリーライド)に対する保護は、商標法又は不正競争防止法に委ねられています。このうち商標法による保護を受けるためには、キャラクターの名称について商品又は役務を指定して商標登録をする必要があります。

キャラクターの著作権者等と関わりのない第三者が著作権者等に先だって特定の指定商品又は役務についてキャラクター名称を商標登録した場合、キャラクターの著作権者等はどのように対処しているのでしょうか。今回は、キャラクター「ターザン」の片仮名を標準文字で表してなる商標につき、商標登録無効審判請求を不成立とした審判の取り消しを求めた事案(知的財産高判平成 24 年 6 月 27 日^{*2})をご紹介します。

事案の概要

原告は、小説「ターザン・シリーズ」の作者である米国人作家バローズから「ターザン・シリーズ」の全ての書籍に関する権利を譲り受けた法人です。本件商標(登録第 5338568 号)は、「ターザン」の片仮名を標準文字で表してなり、指定商品を第 7 類:プラスチック加工機械器具、プラスチック成形機用自動取出口ロボット、チャック(機械部品)とするものです。バローズや原告

とは関係のない被告が、本件商標権者として登録されていました。

原告は、商標法 46 条(以下「商標法」は省略します)に基づき本件商標登録の無効審判を請求しました。審判は、①「ターザン」の周知性について、本件商標の登録査定時において広く認識されているものとまでは認められないとし、また、②本件商標は、4 条 1 項 7 号(公序良俗を害するおそれのある商標)に該当しないとして、商標登録無効審判請求を不成立としました。そこで、原告は、審判の取消訴訟を提起しました。

争点

①「ターザン」の周知性に関する認定の誤り(取消事由①)。

②本件商標が公序良俗に反しないとの判断の誤り(取消事由②)。

裁判所の判断(請求認容)

①について

判決は、審判が「今日における我が国の需要者においては、『ターザン』がジャングルの王者という漠然としたイメージのものとして一定程度認識されているとはいえ、それが米国の作家であるバローズの著作物の題号ないしはその登場人物の名称として、あるいは請求人(判決注:原告)が管理する標章として、本件商標の登録査定時に

いて広く認識されていたものとまでは認めることはできない」とした認定判断に誤りがあるとはいえないと判示しました。

②について

判決は、「ターザン」の語が一定の顧客吸引力を有していたことが認められるとしましたが、「本件商標の指定商品である『プラスチック加工機械器具、プラスチック成形機用自動取出口ロボット、チャック(機械部品)』という一般消費者を対象としない商品の分野において、『ターザン』の語が経済的に一定程度評価しうる顧客吸引力を有しているとは認めがたい」とし、また、「本件商標の登録査定時(平成 22 年 7 月 6 日)の時点において、『ターザン』の語から想起されるイメージはかなり漠然としたものになって」として、本件商標登録について、『ターザン』のイメージやその顧客誘引力に便乗しようとする不正の意図に基づく剽窃行為であるとまでいうことはできない」としました。

もっとも、判決は、「日本では広く知られていないものの、独特の造語になる『ターザン』は、具体的な人物像を持つ架空の人物の名称として、小説ないし映画、ドラマで米国を中心に世界的に一貫して描写されていて、『ターザン』の語からは、日本語においても他の言語においても他の観念を想起するものとは認められないことからすると、我が国で『ターザン』の語のみから成る本

件商標登録を維持することは、たとえその指定商品の関係で『ターザン』の語に顧客吸引力がないとしても、国際信義に反するものというべきである」とし、さらに、本件商標登録の査定時に日本における「ターザン」の原作小説の著作権が存続し、原作小説及びその派生作品の価値の維持管理に努めてきた著作権管理団体等が存在することを認定し、「一定の価値を有する標章やキャラクターを生み出した原作小説の著作権が存続し、かつその文化的・経済的価値の維持・管理に努力を払ってきた団体が存在する状況の中で、上記著作権管理団体等と関わりのない第三者が最先の商標出願を行った結果、特定の指定商品又は指定役務との関係で当該商標を独占的に利用できるようになり、上記著作権管理団体による利用を排除できる結果となることは、商標登録の更新が容易に認められており、その権利を半永久的に継続することも可能であることなども考慮すると、公正な取引秩序の維持の観点からみても相当とはいえない」としました。

判決は、以上の点を総合して勘案し、本件商標は4条1項7号に該当すると判断しました。

検討

本判決は、著作権者等と関わりのない第三者による「ターザン」の商標登録について、周知な標章の剽窃とは認められないとしながらも、本件商標が「ターザン」の語のみから成り、「ターザン」は独特の造語であり他の観念を想起するものではないこと、本件商標登録の査定時には「ターザン」の原作小説の日本における著作権が存続していたこと、原作小説等の文化的・経済的価値の維持・管理に努力を払ってきた団体が存在すること等を総合して、企業間取引を対象とする指定商品との関係においてであっても、「ターザン」の語の使用の独占を許すことは相当でないとしたものです。

本判決以前に、著作権者等と関わりのない第三者がキャラクターの名称を商標登録したことが問題となったものとしては、漫画

キャラクター「ポパイ」の文字・図形からなる結合商標が4条1項7号に該当し無効であるとした審決^{※3}等があります。

著作権者等と関わりのない第三者がキャラクターの名称を商標登録することが、どのような場合に公序良俗を害するおそれのある商標として許されないのか、今後の事例に注目していく必要があります。

- ※1 ポパイ・マフラー事件(最判平成2年7月20日・判タ738号74頁)
- ※2 判例タイムズ 1390号332頁
- ※3 平成7年1月24日審決公報4276号31頁。同審決は、「ポパイ」の商標は、「漫画『ポパイ』に依拠し、これを模倣又は剽窃して、その登録出願をしたものであると推認し得ること等から、4条1項7号に該当するとしています。



島村 和昌
(しまむらかずあき)

Topic of 事務局から the secretariat



巻頭のエッセイにて苗村からもお伝えしました通り、この度旧苗村法律事務所は、東京の虎門中央法律事務所に参画させていただきました。

私は事務局として苗村事務所に勤め始めて3年ほどになりますが、この間に、「苗村法律事務所」から「弁護士法人苗村法律事務所」となり、そして今「弁護士法人虎門中央法律事務所」となる変遷を経験することとなりました。このようにして事務所が成長していく過程において、自分もその一員として加わっていられたことは、とても貴重な経験だと感じています。「ナムランクォーター」をご覧いただいている方の中にも、同じようにこの事務所の歴史を見守ってくださっている方々が多くいらっしゃると思います。

東京の事務所に参画するということは、楽しみな反面、身の引き締まるような思いも感じています。新しい環境に良い刺激を受けて、自分自身も成長できるように日々の仕事に取り組んでいきたいと思ひますし、より忙しくなるであろう弁護士をしっかりとサポートしていきたいと思ひます。

思えば、この「ナムランクォーター」という事務所報で、事務局コラムを執筆するというのも今までは経験したことのない貴重な経験でした。当初は自分の書いた文章が印刷され形になるということは、少し気恥ずかしいような気持ちもありましたが、弁護士のように書面を書くプロではない私にとっては、良い勉強となりました。また私は発行担当でもありましたので、時折、苗村から、ご覧になった方から「ナムランクォーター」の感想を頂戴したという話を聞き、うれしく思ったことを覚えています。

最後になりましたが、今後とも皆一丸となって、皆様のお役に立つことができますよう、更なるリーガルサービスの向上に努めて参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当にいろんなことがありました。
これからも…。よろしくね!(苗)